

議案第 16 号

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例の
制定について

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、受益者負担の適正化を図るため、現行条例
の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例（平成 17 年箱根町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分				金額	備考
浴室使用	町内居住者	満6歳以上満12歳未満の者		150円	小人
		満12歳以上満60歳未満の者		300円	大人
		満60歳以上の者		100円	
	町外居住者	満6歳以上満12歳未満の者		300円	小人
		満12歳以上の者		600円	大人
休憩室使用	町内居住者	満6歳以上の者	2時間につき	100円	
	町外居住者	満6歳以上の者	1時間につき	100円	
部屋使用	娯楽室	午後5時まで	1室1時間につき	300円	
		午後5時以降	1室1時間につき	400円	
	会議室	午後5時まで	1室1時間につき	400円	
		午後5時以降	1室1時間につき	500円	
	講座室	午後5時まで	1室1時間につき	2,800円	
		午後5時以降	1室1時間につき	3,400円	
	大広間	午後5時まで	1室1時間につき	1,400円	
		午後5時以降	1室1時間につき	1,700円	

備考 浴室使用に伴う町外居住者の大人の金額には、入湯税50円が加算される。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

